

質 問

以下の基金運用に関する質問について教えてください。

- ① A市は、全額出資している財団法人A市福祉協会に対して、特定目的基金である保健医療施設基金から平成21年4月1日～平成21年9月30日までの期間で繰替運用を検討していますが可能ですか。
- ② B市は、一般会計の歳計現金の不足を補うため、平成21年3月1日～平成22年2月29日までの期間において、特定目的基金である公共施設整備基金から同会計への繰替運用を検討していますが可能ですか。
- ③ C市は、都市公園事業用地を先行取得させる目的で、土地開発基金から同市が設立出資している土地開発公社への資金貸付を検討していますが可能ですか。

回 答

- ①不可能です。
- ②適切ではありません。
- ③可能です。

解 説

1. 基金制度について

現在の地方公共団体における基金制度は、地方自治法（以下「法」という。）第237条第1項により地方公共団体の財産の一つとして位置づけられています。また、法第241条第1項では、基金の設置について、「財産を維持し、又は資金を積み立てるための基金」と「定額の資金を運用するための基金」の2種類の形態が規定されており、前者は特定目的基金、後者は定額運用基金と呼ばれています。さらに、基

金の設置要件以外の管理及び処分に関しては、法第241条第2項以下に基本的事項の規定があり、これ以外の管理及び処分に関する事項は、それぞれの地方公共団体の基金条例において規定する必要があります。

2. 基金の繰替運用について

基金は、条例で定める特定の目的に応じて確実かつ効率的に運用されなければなりません。基金条例において「繰替運用」と呼ばれる規定がおかれる場合があります。この繰替運用の規定があれば、当該基金に属する現金に余裕がある場合において、当該基金の取り崩しではなく、条例で定める一定条件の下、地方公共団体の長の判断により歳計現金への繰替運用が認められます。

なお、繰替運用を行う際には、当該資金を受ける側の会計において繰入金として予算措置する必要があり、一定期間到来後に約定の利子を付して当該基金に返還しなければなりません。

3. 年度を越えた繰替運用

一会計年度を越える繰替運用が可能かどうかという問題については、地方公共団体が複数年度にわたる債務を負う場合は起債の手続きが必要であることから、この手続きを経ることなく、基金の繰替運用として一会計年度を越えて資金を調達することができないと解されます。また、例えば4月1日から翌年3月31日までを期間とする繰替運用を継続して行うような場合も、実質的な長期債務であると認められ、同様の理由により適切ではありません。

これまで大阪府では、府内関係市町村に対して、こういった繰替運用を改善するよう助言してきましたが、今後、新しい公会計制度の導入等より一層財政運営の透明性が求められることから、速やかな対応が必要となります。

4. 定額運用基金の例外

しかしながら、定額の資金が歳入歳出予算に計上され基金に編入される定額運用基金については、設置以後、定額の範囲で順次財産が運用されていくことを想定しているものであり、会計年度に縛られるものではないため、土地開発基金から土地開発公社へ公共用地先行取得資金を貸し付ける場合のように、その目的のために年度を越えて運用することはできると解されています。ただし、用地取得後は速やかに当該基金に土地を編入しなければならず、これは土地開発基金からいわゆる用地特別会計へ貸し付ける場合も同様の扱いとなります。

5. 基金に属する現金の流用

他方、基金に属する現金の出納保管については、法第241条第7項の規定により、歳計現金の例によることとなっています。すなわち、会計管理者の職務権限とされており、その保管にあたっては、指定金融機関等への預金、その他の最も確実かつ有利な方法によらなければならないとされています。そこで、基金に属する現金を一般会計や特別会計へ流用できるかどうかについてですが、一般会計、特別会計相互間において歳計現金に過不足が生じた場合、他会計の歳計現金を使用することについては何らの制限的規定もないことから流用は可能とされており、この考え方は、基金に係る現金についても援用できると考えられています。

6. おわりに

平成20年12月にまとめられた大阪府庁財政研究会の報告書では、一般会計における特定目的基金からの借入れは本来の目的にそっておらず、返済時に多額の一般財源が必要となることも考えられるため、厳に慎むよう提言がなされました。

一方、一部の府内市町村では、厳しい財政状況や世界的な金融恐慌の中、基金を取り崩し本来の目的に活用、あるいは繰替運用を利用した資金の確保など、基金に依存した財政運営に頼らざるをえない状況にあります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律

が施行され、健全化判断比率の公表、当該比率及びその算定基礎資料に係る外部監査が義務付けられたところであり、その比率のひとつである将来負担比率の算定にあたっては、将来充当可能な基金の残高を控除できるとされたところです。

こうしたことを踏まえ、今後の基金運用・管理にあたっては、より高い透明性を保ちつつ、一層厳格に行うことが必要です。また、安定した財政運営を継続させるためには、安易に基金を頼るのではなく、計画的な取り崩しや運用等を十分検討した上で、収支均衡を保つことができるよう努力する必要があります。

(大阪府総務部市町村課財政グループ)